

岩手県告示第290号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項本文の規定に基づく令和5年度定期種畜検査の日が、現在交付している種畜証明書の有効期間を超えるものについては、同法第6条第2項の規定に基づき、当該有効期間を当該検査の日まで延長した旨、農林水産大臣から通知があった。

令和5年5月19日

岩手県知事 達 増 拓 也